

愛知県産業廃棄物税検討会議報告書 ～産業廃棄物税の導入後の状況及び今後のあり方について～ (概要版)

はじめに

平成 17 年に愛知県産業廃棄物税条例（平成 17 年愛知県条例第 7 号）を制定し、平成 18 年 4 月から施行している。条例で 5 年毎の税制度のあり方検討が定められており、3 回目の検討を実施した。

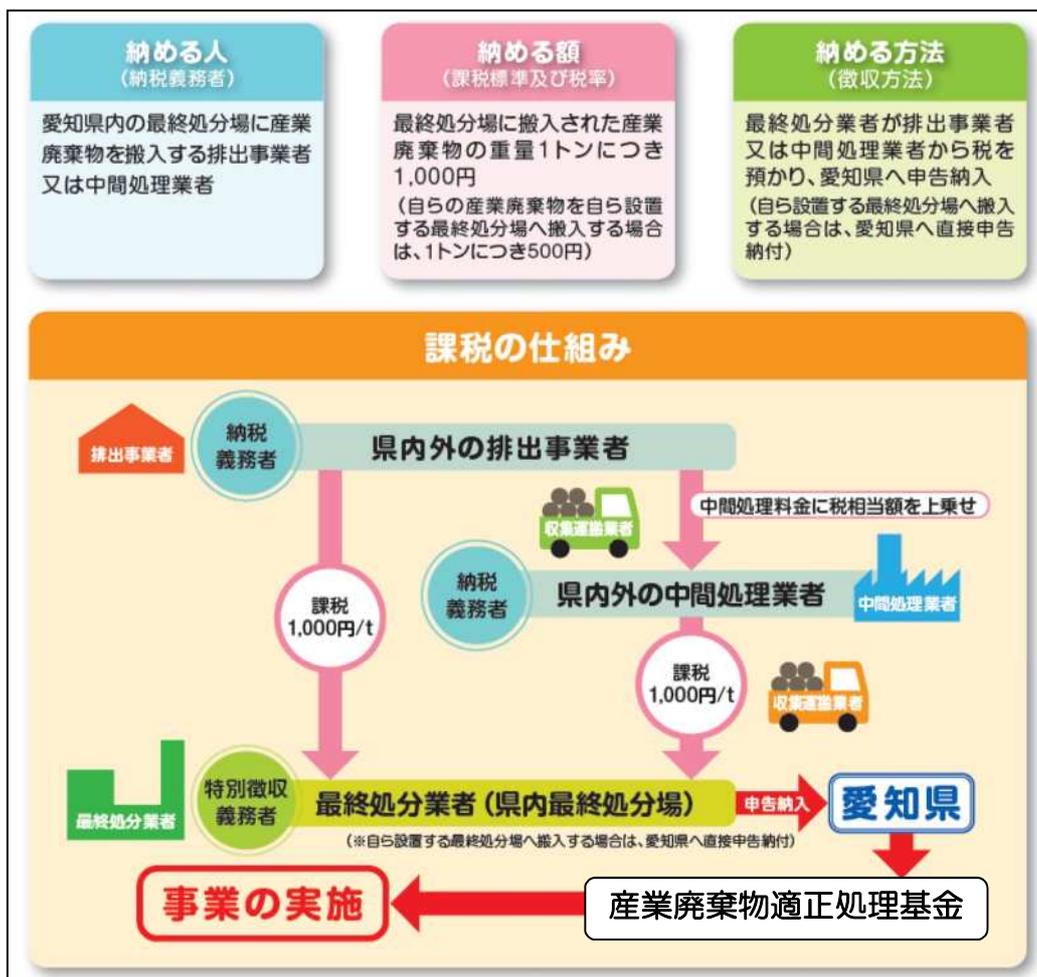
1 産業廃棄物税制度

● 導入の経緯

産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として愛知県産業廃棄物税を導入するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策を実施するため、産業廃棄物適正処理基金条例（平成 18 年愛知県条例第 2 号）を制定し、産業廃棄物税制度の運用を開始した。

● 課税の仕組み

産業廃棄物税における課税の仕組みは、図に示すとおりである。



2 産業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の使途

(1) 税収等の状況

産業廃棄物税制度が施行された平成 18 年度から平成 30 年度までにおける税収、税充当事業額及び基金の推移は、表に示すとおりである。

(単位：億円)

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
税収	5.18	5.15	6.44	5.26	7.53	7.04	5.83
基金積立相当額 ^{注1}	4.82	4.81	6.04	4.96	7.02	6.56	5.43
税充当事業額	2.29	2.17	1.84	13.04	2.37	3.67	5.48
・ 3 R の促進	1.46	1.22	1.00	1.75	0.72	2.93	2.44
・ 最終処分場の設置促進	0.01	0.01	0.01	10.42	0.17	0.00	2.23
・ 適正処理の推進	0.82	0.94	0.83	0.87	1.47	0.74	0.81
繰越額	2.53	5.17	9.37	1.28	5.93	8.82	8.78

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
税収	5.78	5.96	6.03	6.05	5.29	5.57	77.11
基金積立相当額 ^{注1}	5.38	5.27	5.55	5.61	5.26	4.93	71.64
税充当事業額	6.30	5.12	5.29	4.60	4.18	3.93	60.29
・ 3 R の促進	2.71	3.30	3.16	3.57	3.21	2.93	30.40
・ 最終処分場の設置促進	2.70	0.97	1.17	0.00	0.00	0.00	17.71
・ 適正処理の推進	0.89	0.85	0.96	1.03	0.97	1.00	12.18
繰越額	7.86	8.01	8.26	9.27	10.35	11.35	

注 1：「基金積立相当額」は、税収－徴税費（7%）＋基金運用利息である。

注 2：四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

(2) 税収の使途

産業廃棄物税における税収の使途（平成 18 年度から平成 30 年度まで）は、図に示すとおりであり、各種の事業に税収を充当している。



3 現状分析

(1) 産業廃棄物税制度導入後の状況

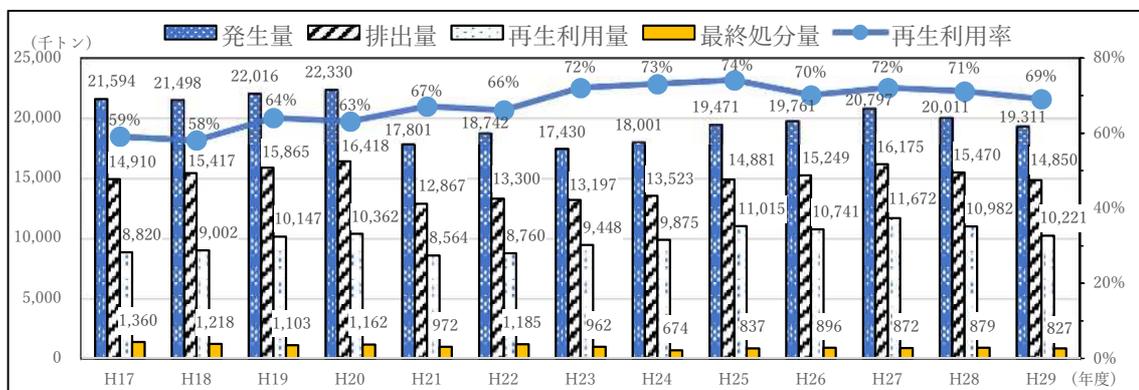
産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量、再生利用率及び最終処分量の推移は、図に示すとおりである。

発生量、排出量は、平成 21 年度に減少した後、増加傾向が見られてきたが、平成 27 年度をピークに抑制傾向が見られ、産業廃棄物税制度が導入される前の平成 17 年度に比べ、発生量、排出量ともに減少している。

再生利用量は、平成 17 年度以降平成 20 年度まで増加し、一旦平成 21 年度に減少したものの、その後は再び増加したが平成 27 年度をピークに減少傾向にある。

再生利用量を排出量で除した再生利用率は、増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にあり、ここ数年は 70%前後で推移している。

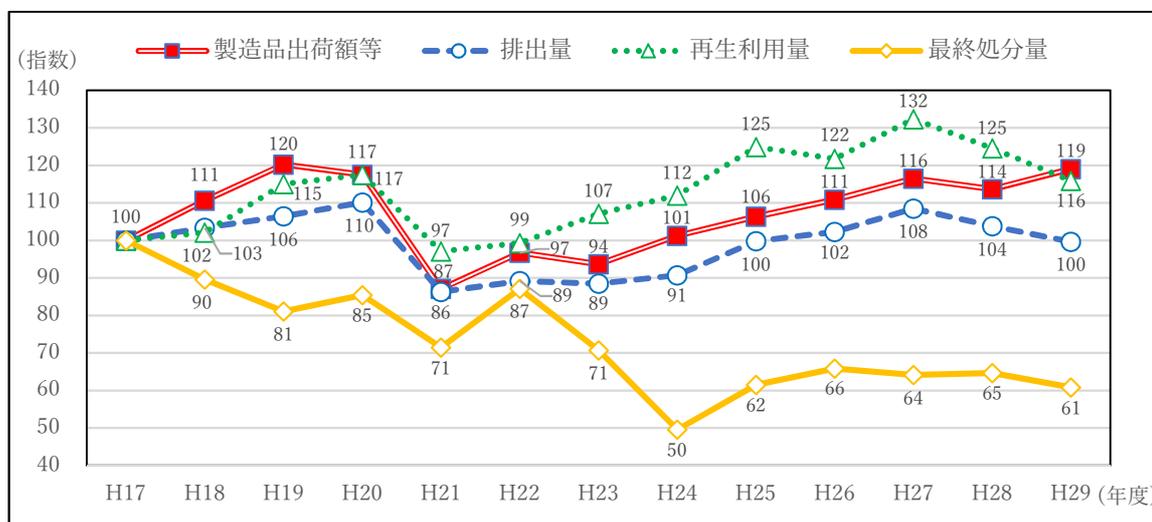
最終処分量は、ここ数年は概ね横ばいであるが全体としては減少傾向にある。



(2) 産業廃棄物税制度導入効果の検証

愛知県における産業廃棄物の発生量等の推移について、経済指標（製造品出荷額等）の推移と比較検討を行った。

発生量及び排出量については抑制方向、再生利用量については増加方向の要因が考えられ、最終処分量の推移については経済動向以外の要因により推移していると言える。これらの要因の一つとして産業廃棄物税制度の存在が挙げられる。

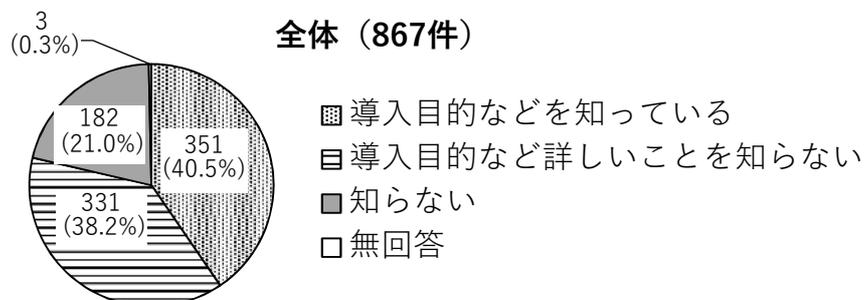


(3) 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

納税義務者である排出事業者、中間処理業者、最終処分業者及び最終処分場設置者を対象にアンケート調査（令和元年11月調査）を実施した。

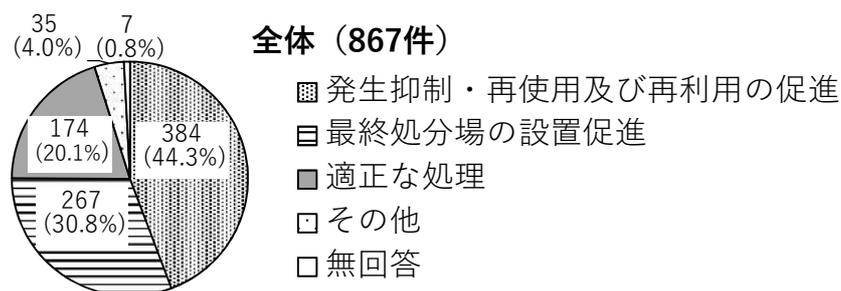
ア 産業廃棄物税制度の認知度

産業廃棄物税制度の認知度については、図に示すとおり、78.7%（682件）が産業廃棄物税制度自体を知っていると回答した。



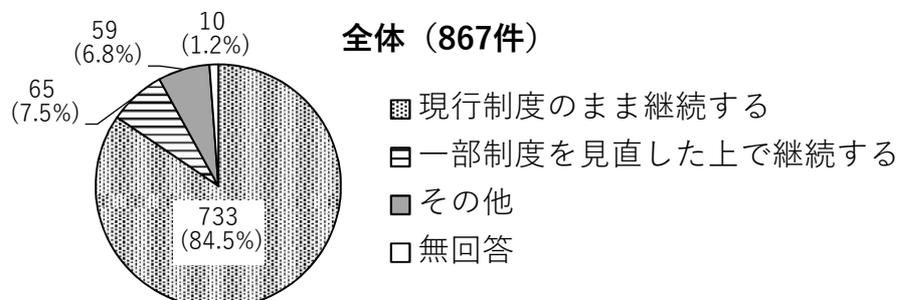
イ 産業廃棄物税の活用施策

今後最も積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、図に示すとおり、現状の3つの使途で95.2%（825件）を占めることとなった。



ウ 産業廃棄物税制度の方向性

今後の産業廃棄物税制度の方向性については、図に示すとおり、92.0%（798件）が税制度継続に肯定的であった。



エ まとめ

アンケート調査結果から、現行の産業廃棄物税制度については、概ね定着・支持されているが、その目的や効果等については、認識度が低いことから、今後、更なる周知・啓発に努めていく必要があることが分かった。

4 今後のあり方についての検討

産業廃棄物の状況、産業廃棄物税制度導入効果の検証、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果等の現状分析を踏まえ、現行税制度の見直しの必要性、今後の課題等、産業廃棄物税制度の今後のあり方を検討した。

5 取りまとめ

(1) 産業廃棄物税制度の今後のあり方

現行の税制度の認知度が減少しており、課税目的等が十分に理解されていない面はあるが、税制度の存続については一定の理解が得られていると考えられる。

各種事業が毎年度、税収の範囲内で適切に実施されている。

税制度の導入をきっかけとして、再生利用量は増加、最終処分量は減少していることから、一定の効果・成果が得られていると考えられる。

以上のことから、本検討会議は、社会全体がより一層、廃棄物の発生を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の削減を目指す上で、現行税制度はその枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると判断する。

なお、税制度の存続に当たっては、現状の課題及び今後の状況の変化への対応が望まれるとともに、今後も5年を目途に条例の施行状況等を勘案し、改めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

(2) 今後の取組

アンケート調査の意見を参考に税充当事業の効果の見える化を推進すると共に、各種講演会などの機会を捉えて税制度の更なる周知を図ることにより理解を得、排出事業者、廃棄物処理業者及び県民により本県の資源循環型社会を更に推進する取組が重要である。

○ 3Rの促進

廃プラスチック類については、国内での循環を促進するシステム作りや技術開発、処理施設の整備等により再生利用率の向上を図っていく必要がある。

また、資源循環型社会の構築に向けて、引き続き、先導的かつ効果的な循環ビジネスの発掘、創出や技術開発への支援等に取り組むとともに、それらのビジネスや技術の普及・振興を図っていくことが重要である。

○ 最終処分場の設置促進

最終処分場の安定的な確保は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠である一方、その設置には長期間を要することから、早期に調査検討に着手し、計画的に進めていく必要がある。そのため、新たな最終処分場の設置促進に向けて、税収からの繰越金を基金として計画的に積み上げていく必要がある。

○ 適正処理の推進

不適正処理の未然防止や適正処理の推進に向けた指導・監視の強化を図るとともに、県民、事業者、関係業界、行政等が連携・協力して不法投棄等の未然防止対策の取組を引き続き進める必要がある。

更には、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるようマニフェスト制度の徹底や適正な処理コストの負担を指導する等、排出事業者及び処理業者の処理責任を明確にするための事業を推進することが重要である。